

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付しますので、独立行政法人国際協力機構（以下、「機構」という）一般契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）（以下「細則」という。）に基づいて公告します。

平成 23 年 8 月 25 日

独立行政法人国際協力機構
沖縄国際センター
契約担当役 所長 小幡 俊弘



記

1. 工事内容

- (1) 工事名：平成 23 年度沖縄国際センター宿泊棟ユニットバス第 2 期改修工事
- (2) 工事場所：沖縄県浦添市前田 1 1 4 3 - 1
- (3) 工事内容：
上記（2）の施設内の宿泊棟ユニットバス改修工事
詳細は、入札説明書による。
- (4) 工事期間：平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 27 日まで
- (5) 入札方式：一般競争入札（詳細は入札説明書による）

2. 競争参加資格

- (1) 細則第 4 条の規定に該当しない者であり、機構から「独立行政法人国際協力機構 契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 公告日において①平成 23・24 年度全省庁統一資格の経営事項審査結果通知書における建設工事、工事種別「建築工事（建築 1 式工事）」の等級「A, B, C 又は D」を有し、沖縄県に事業所を有する者。②または、沖縄県平成 23・24 年度資格で建設工事、業種別「建築 1 式工事業」の等級「特 A, A, B 又は C」を有し、沖縄県に事業所を有する者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申し立てがな

されている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続き開始の決定後、再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 公告の日及び本件一般競争入札参加の確認申請書提出期限の日から開札のときまでの期間に、契約に関し、当機構から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成 18 年 7 月以降に完成した日本国内での建物延床面積で、以下と同規模以上の単体又は共同企業体の代表として施工した実績（下記ア、イのどちらか 1 件）を有すること。
 - ア 延床面積 1,000m² を超える公共施設単体の施工実績。
 - イ 施設の改修で 1,000m² 以上の実績を有する者。
- (6) 次に掲げる基準を満たす有資格技術者を本工事の管理技術者及び主任技術者（兼任可）として専任させ配置することができる者。
 - ア 1 級建築工事施工管理技士で資格取得後 5 年以上の実務経験を有する者。
 - イ 平成 18 年 7 月以降に上記（5）の工事において管理技術者又は主任技術者として施工経験を有する者。
 - ウ 競争参加する者と直接的且つ恒常的な雇用関係にある者。

3. 入札説明書の交付期間、交付場所および交付方法

- (1) 期間：平成 23 年 8 月 25 日（木）から平成 23 年 9 月 7 日（水）までの土曜日、日曜日を除く毎日、10 時から 17 時まで（12 時 00 分から 13 時 00 分の間を除く）の期間
- (2) 場所：〒901-2552
沖縄県浦添市前田 1 1 4 3 - 1
独立行政法人国際協力機構 沖縄国際センター 総務課（担当 佐藤）
電話：098-876-6000 ファクシミリ 098-876-6014

4. 競争参加資格確認申請の提出場所等

- (1) 提出期限：平成 23 年 9 月 8 日（水）17 時（必着）
提出方法：持参又は郵送・宅配便
- (2) 提出場所：
3.（2）に同じ

5. 下見積書の提出

- (1) 提出期限：平成 23 年 9 月 8 日（水）17 時（必着）
提出方法：持参又は郵送・宅配便
- (2) 提出場所：上記 3.（2）と同じ

6. 入札会の日時及び場所

(1) 日時：平成23年9月30日（金）午後14時

(2) 場所：沖縄県浦添市前田1143-1

独立行政法人国際協力機構 沖縄国際センター ニライホール3階多目的室

7. 情報の公開について

本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職していること

(注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について助言することなどにより影響力を与え得ると認められるものを含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約日の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金：免除

(3) 契約書の作成の要否：要

(4) 細則は国際協力機構ホームページの「調達情報」アドレス

(<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。

(5) 詳細は入札説明書による。

以上